二六新報

明治廿六年十月廿六日（丙申）
癸巳九月十七日
日出　午前五時五十六分
日入　午後四時五十五分
月出　午前五時二十二分
月入　午後六時四十三分
滿潮　午前二時二十六分
　　　午後三時二十八分
紀元二千五百五十三年
西曆千八百九十三年

二六新報

發刊の趣旨

都下の新聞紙は寧ろ多きに過ぐるの觀有る現在の場合に在つて。二六新報が新に出でゝ。更に一個を加ふるは。果して何等の趣旨に由る耶。

曰く。二六新報は特殊の野心も無く。奇異なる目的も無し。只新聞紙らしき新聞紙を作らんと欲すると是れ其の本領也耳。

夫れ一面は則ち社會萬般の現象を縮寫して。輙ち天事人事の常變を觀せしむるの反射鏡と爲り。一面は則ち切要なる時務を示論し。積聚せる時弊を叱斥する先進識者の傳話器と爲り。休用相須つて茲に國民の鑑戒に供し。經世の方法に資するは。固より新聞紙本色の存する所。新聞紙らしき新聞紙とは此本色を完備するの謂に外ならず。此の本色を貫ぬかんには。勢左の四種の資格を必要とす。

（一）汎く鮮活なる社會の事態を攝取し。記載の範圍を宏濶にして。政治に偏せず實業に擗せず。新聞紙其物をして廣く各種の階級に行はしむる所以の規模。

（二）時論又は時好の局外に立て。公平の觀察を下し。正理公道の實內に從容する獨行の氣節。

（三）政治經濟其他百般の問題に就て。情理の必至時勢の必要ある所を看取し。且つ事業或は人物の正邪を鑑別する靈活の識見。

（四）小數權力者の利益を助成せずして。主として一般公衆の便益及び權利を愛護する一片博愛俠義の心。

我儕は當代の新聞紙が近來著るしく進歩せるを信ず。然れども亦前述の資格を執て之を現在新聞紙に擬するに。其之を完備する者の稀なる事と。之が缺陥を憾むは世上一般の情なることは。實際を認めずと信ず。

蓋し現在新聞紙中。政黨又は論派を代表する者は動もすれば輙ち自家豫定の尺度に拘泥して。情理の眞處と實際の必要とを案ずるに信切ならざるより。時務の判斷稍適實を缺き。且つ好尙の同異を紙面に及ぼすより。叙事の區域甚だ狹隘に歸するを免れず。又一個の主筆が徹頭徹尾体面を裁制する者は。見聞の管。叙述の方。只僅に一個人の耳目と頭腦との外に出でず。從つて語氣論調文趣を合せて一片條々たる氣象体面を點出して。終に識量圓滿。廣く各種の人物を攝受する識者の態を得ざるに至る。是れ所謂規模及び識見の點に於て。我報をして先づ當代稱指の新聞紙に傚行らしむる所以なり。

轉して他の種類を觀察するに。彼等は概ね能く時に處し人情に從ふを知るも勢を利して人情を牽ゆるの點に至つては。一莖の氣節無く。一掬の公義心なく。流行てふ機勢に對しては恰かも御用新聞が大官の面前に膝行するが如くに屈服するに似たり。

蓋し彼等は新奇の事件を報道し。事後の評論を云々するを以て。新聞紙の能事畢れりと爲し。絶へて社會公衆の爲めに謀て。愼重痛切。一歩社會に先んじて之れが正當の針路を指示するを務むる莫く。其弊や瑣猥俗陋。或は飾用集又は俗商の日記帳たる体裁を爲し。或は日刊的稗双紙の面目を成し。甚しきは人情奇を好む可矣。可矣と謂ふて。輙ち騎馬旅行の一軍人をスタンレーの再來と同視し。奇獄の告訴家某を古の大忠臣に比し。投機熱發す好。好と云ふて。乃ち炭礦鐵道炭山には黄金を藏いるか如くに稱揚し。銀貨の價直は忽ち銅貨に均しからんとする如く吹聽して憚らさるに至る。嗚呼斯くの如くんば。新聞紙が社會の進歩文明に補ふ所果して幾ばくぞ。偶以て世道人心を汚下せしむるの具たらん而已。

我儕は是に於て滔々の群中。更に一旗幟を立て、煥然新聞紙の眞面目を發揮するは今日の急要にして。志士の自ら任ず可き先務なりと確信し。遂に二六新報發行の擧有り。

顧ふに新聞事業の困難なる。局外傍觀者も是非するの不可なるは。我儕固より是を知る。知て而かも微力自ら揣らず。敢て此重任を負ふ所以の者時勢の巳む可からざるに出づ。讀者洪量寬くは後來我報の缺點を指示し。我報の短處を補正し。以て所謂新聞紙の本色を完成せしめば。豈啻に二六一社の幸のみならん哉。

明治廿六年十月廿六日

廣告

御誂御印章は僞印模造の憂決して無之こと保證仕候郵便にて御注文品御照會の節は往復端書或は郵券御封入のこと小店製造品は他より比するに幾分か高價に似候へ共代價だけの品物は必ず差上候也
東京本郷區湯嶋切通坂町廿七番地
御用御印彫刻所　畑河雄
（電話千二百三十番）

法學士
辯護士　天野喜之助
民刑商事代理辯護鑑定其他各般ノ法律事務他所出張又ハ通信依頼ニ應ス
事務所　京橋區山城町三番地

●●●●●●●●

○僞造品ノ退治

○奸商ノ手段　近年我蜂印香竄葡萄酒ヲ僞造シテ販賣スル奸商アルコトハ已ニ屢々顧客ノ注意ヲ促ガセシガ彼レ奸商ノ世人ヲ欺クノ手段愈ヨ出テ益々巧ミナリ其仰々敷廣告文中ニハ近頃世ニ僞造品アリ云々ト大書シ以テ已レノ僞造タルコトヲ胡魔化サントス之レ恰モ夜盜ガ人ニ追ハルヽノ際自カラ泥坊々々ト呼ンデ注意ヲ他ニ移サシメ以テ自カラ免レントスルノ様アリ惡ミテモ尙ホ餘アルノ所爲ナラズヤ

○香竄ト云ヘル文字ノ由來（名稱濫用）　我蜂印香竄葡萄酒ニ香竄ト云ヘル二字ヲ冠セル由來ハ釀造元神谷傳兵衞ガ祖父ノ俳號香竄ト云ヘルヲ釀造元永世紀念ノ爲メ其儘ニ採テ我葡萄酒ノ銘トセルナリ然ルニ斯ヽル由來アルヲ知ラズシテ濫リニ之ヲ剽竊シ甚シキハ更ニ舶來ヲ以テ呼ブ者スラ出來レリ笑フ可キナリ

○法律ノ制裁　彼等ハ其僞造品ノ商標トシテ或ハ蜻蛉印ヲ用ヒ或ハ蝶印ヲ附シ其他種々ノモノ現ハレタリ是レ成ルベキ丈ケ我蜂印ニ見擬ハシメテ不義ノ利ヲ獲ントスルニアリ依テ止ヲ得ズ公明ナル法律ニ訴ヘテ退治撲滅センコト數々アリ彼ノ蜻蛉印香竄葡萄酒ヲ裁判ノ判決ニ依テ所罰シ又蜻蛉印ヨリ變化セル花蝶印香竄葡萄酒ヲ農商務省特許局ノ審判ヲ求メテ花蝶當ノ登錄商標ヲ無効タラシメル等ノ類ナリ然ルニ尙ホ彼等ノ執拗ナル巧ミニ法律ノ制裁ヲ潜ルノ考案ヲ旋ラシテ止ムコトナシ係ハズンバ賑カストハ彼等ノ謂ヒ乎

○眞僞ノ分界　僞トハ似テ非ナルモノヽ云ヒナリ僞造香竄葡萄酒ノ品質眞正ナル蜂印香竄葡萄酒ヨリ遙カニ劣等ナル事ハ今更ラ喋々ヲ要セズ又眞僞ハ必ラズ先後ノ關係アリ僞物ハ眞物ノ先キニ生ズルコトナシ今我蜂印香竄葡萄酒ハ釀造元神谷傳兵衞ガ明治六年ニ始メテ發明セシモノニテ實ニ我邦葡萄酒釀造ノ元祖ナリ其蜂印商標ヲ附シ香竄葡萄酒ノ名稱ヲ以テ賣出セシハ明治十四年トス蜂印ニアラサル香竄葡萄酒ハ皆明治二十年以後ニ於テ現ハレシヲ以テ見ルモ眞僞ノ分界明々白々ナリトス

○外國大博覽會ノ賞牌受領　我蜂印香竄葡萄酒ハ明治廿一年西班牙萬國大博覽會ニ於テ銅賞牌ヲ受領シ明治二十二年佛蘭西萬國大博覽會ニ於テ第一等金賞牌ヲ受領セシモノ我蜂印香竄葡萄酒ノ外ニアルコトナシ以テ其品質ノ卓越絶群ナル喋々ヲ要セスシテ知ルヘキナリ

右近來奸商等ガ妄リニ誇大ノ言ヲ放チ巧ミニ僞言ヲ並ベテ世人ヲ欺キ僞造品漸ク跋扈スルノ變アリ我蜂印香竄葡萄酒ノ名聲ハ彼等ノ爲メニ毫末モ汚損セラルヽコトナシト雖モ世間誤テ彼等ノ詐謀ニ陥リ品質粗惡ノ飲料ヲ購求セラルヽコトアラハ其害實ニ太甚シトス是レ奸商跋扈ノ次第ヲ報シ我眞正ナル蜂印香竄葡萄酒ノ愛顧諸彦ニ告ケテ鑑別ヲ誤マサルヲ得サル所以ナリ

○蜂印香竄葡萄酒

甲斐産
蜂印香竄葡萄酒
FRAGRANT WINE
Manufactured by
D. KAMIYA
SOLE AGENT
R. KONDO
近藤利兵衛

明治二十一年西班牙萬國大博覽會銅賞牌受領
明治二十二年佛蘭西萬國大博覽會第一等金賞牌受領
東京日本橋區本町二丁目九番地（電話四四三番）
賣捌元　洋酒問屋　近藤利兵衛
（附言注意）取次賣捌所ハ全國各地和洋酒店藥舖洋物店ニ有之候
眞正ノ本品ニハコロップニ蜂ノ燒印アリ御飲用ノ際御注意ヲ乞フ

●●●●●●●●

賣出し廣告
例年の通り來る十一月一日二日三日冬衣賣始仕候間賑々敷御光來不限多少御用向の程偏奉願上候
駿河町　ゑちご屋
よせぎれ賣出し仕候
洋服地新柄流行品及御禮服地各種澤山荷着仕候間陸續御用被仰付度奉願上候
附言　裁縫は御好に應し附屬品共格別入念に調進仕候
電話五百廿五番　三井洋服店

遠方ノ人ハ手紙ニテ依頼セラルヽモ宜シ
辯護士　臼井信任
東京市日本橋區西河岸町十五番地

毎月三回　五の日發兌
教育時論
第三百七號
十月二十五日發兌
定價一冊金五錢●十冊前金四十八錢●二十冊前金九十錢●三十冊前金一圓三十二錢●外に市外一冊に付郵税五厘申受
●社說●貧民教育論（下）（森茂源三）
●時事寓感●眼光紙背に徹す●杉浦重剛氏●嘉納治五郎氏●大學卒業生に非れば人に非ず●其學ぶ處何事ぞ●當局の怯懦●甚口穢なし●無名教育會を組織すべし
●學說政務●懸賞問題答案を國庫より小學校費助成金を分賦する方法及其財源（一等賞岡田辰次郎）（二等賞泰山生）
●理科哲學●イムマヌエルカント（松本文三郎）●哲學の必要（久津見息忠）
●文藝史傳●夢遊歐州（木村榴崖）●偶感示門生（石川文莊）●伊香保の旅（穉堂漫錄）●洞尾福太郎（嬌堂戯著）●苗代田（大和田建樹）
●內外雜纂●教育界の風雲惡し●不平黨の巨擘●教育費國庫補助と各政黨●懸賞問題の審査確定す●科學と哲學●學士會院の講演●綠綬褒賞を以て孝悌を彰す●第五議會に於ける文部省の新要求數目○北米記遊（在北米、清水精三郎）其他數十件
東京神田區柳原河岸十四號地
發行所　開發社

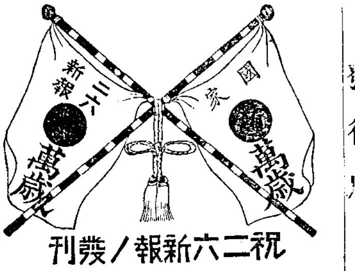

祝二六新報ノ發刊

附言　二六新報廣告取次今般本社と特約の上弊社に於て一手に取次可致事に相成候に付一層御便利に取扱可仕候間多少に不拘御用被仰付度偏に奉願上候　謹白

全國諸新聞雜誌廣告取次元祖
二六新報廣告一手取次所
日本一の
三成社
東京銀座三丁目廿二番地
（電話番號四十八番）

●御旅亭　福家
掛亭ハ旅籠屋ヲ一變シ總テ閑雅清潔且質素御便利專一ニ低廉ヲ以テ優待可仕候
東京中央至便位置　日本橋西河岸十七番地一石橋脇

天皇陛下
皇太子殿下
御聖德
御聖德は至尊御言行を録したる書なれば國民必讀の書なり●卷頭には教育勅語軍人勅諭勅語等を挿む●石版御肖像及銅版極美麗製本郵税共一冊金十錢郵券代用一割増
東京々橋區南鍋町二丁目四番地　文榮社　辻本仁兵衛

專賣
特許意匠商標鑑定代願
東京工業學校卒業生　木戸傳
本宅　東京神田區駿河臺袋町十六番地
出張事務所　京橋區木挽町農商務省通用門前

通信教授元祖
自宅獨修生徒募集
●英學心理學論理學簿記學算術代數學幾何學三角法國語學詞文學教育學近記學ノ諸科ヲ各專門教授ス詳細ハ滿十年祝ノ廣告ニアリ
●東京學館獨修部

東京學館
通信教授
便法發明
滿十年祝ひ
●通信教授ノ嚆矢　[illegible]拾錢ノ物ヲ進呈ス
●[illegible]佐々木伯爵東久世伯爵[illegible]文學博士等ノ題辭ヲ記載シタル學海ノ見本ヲ無代價進呈ス
●電話八百一番
●元祖　本館ガ通信教授法ヲ發明セシハ去ル十六年九月ニシテ爾來滿十箇年ヲ經テ今日ノ隆盛ヲ見ル所以ノモノハ是レ擧世ノ餘澤ナリト雖モ本館多年ノ經驗ト教授法ガ本館ヲ眞似タル者ニ比シテ大ニ優ル所アルニ因ルハ既ニ世ノ知ル所ナレハ喋々ヲ要セズ
獨修生募集　本館ハ何時ニテモ入學ヲ許ス本來月中ニ入學スル者ニハ教授法發明滿十年ヲ祝スル爲　文學博士重野安繹君題
東京市赤阪區青山北町六丁目四十八、四十九、五十番地
東京學館獨修部